

株式の分割に関する基準日設定公告

株主各位

2020年3月9日

大阪市北区豊崎五丁目4番9号

eBASE株式会社

代表取締役社長 常包 浩司

当社は、2020年1月31日付取締役会決議により、2020年4月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決定いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、2020年3月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、2020年4月1日（水曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、64,000,000株増加して、128,000,000株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2020年4月下旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
2. 2020年4月1日（水曜日）付をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。